

# 都道府県による住民サービスの 提供に係る住民情報の活用について

令和 7 年 5 月 19 日



東京都

デジタルサービス局

- 018サポート事業の概要
- マイナンバーカードを活用した申請方法（給付支援サービス）の概要
- 018サポートにおける住基情報の活用
- 都道府県による住民サービスの提供に係る課題



東京都の子供・子育て支援  
**018** ゼロイチハチ  
サポート

都内に在住する**18歳以下の子供**に対し、**一人当たり月額5,000円**（年額6万円）を支給することで、学びなど子供の育ちを切れ目なくサポート

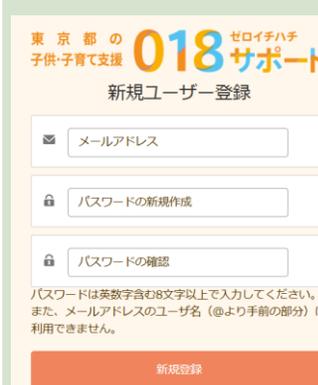
- 【対象者】** 都内に在住する0歳から18歳までの方（約200万人）
- 【支給額】** 一人当たり月額5,000円（**所得制限なし**）、**年3回**（8、12、4月の各月）**支給**
- 【申請】** 当初申請時のみ、以下のいずれかの方法による申請が必要（当初申請後の転居等に伴う届出は不要）

## ① 親・子ともにマイナンバーカードをお持ちの方



- 「**給付支援サービス**」により、**マイナンバーカード**を用いて申請（令和6年度から対応）
- **特徴**
  - ・ **添付書類（保険証等）が不要**
  - ・ **概ね10分以内**に申請完了

## ② マイナンバーカードをお持ちでない方

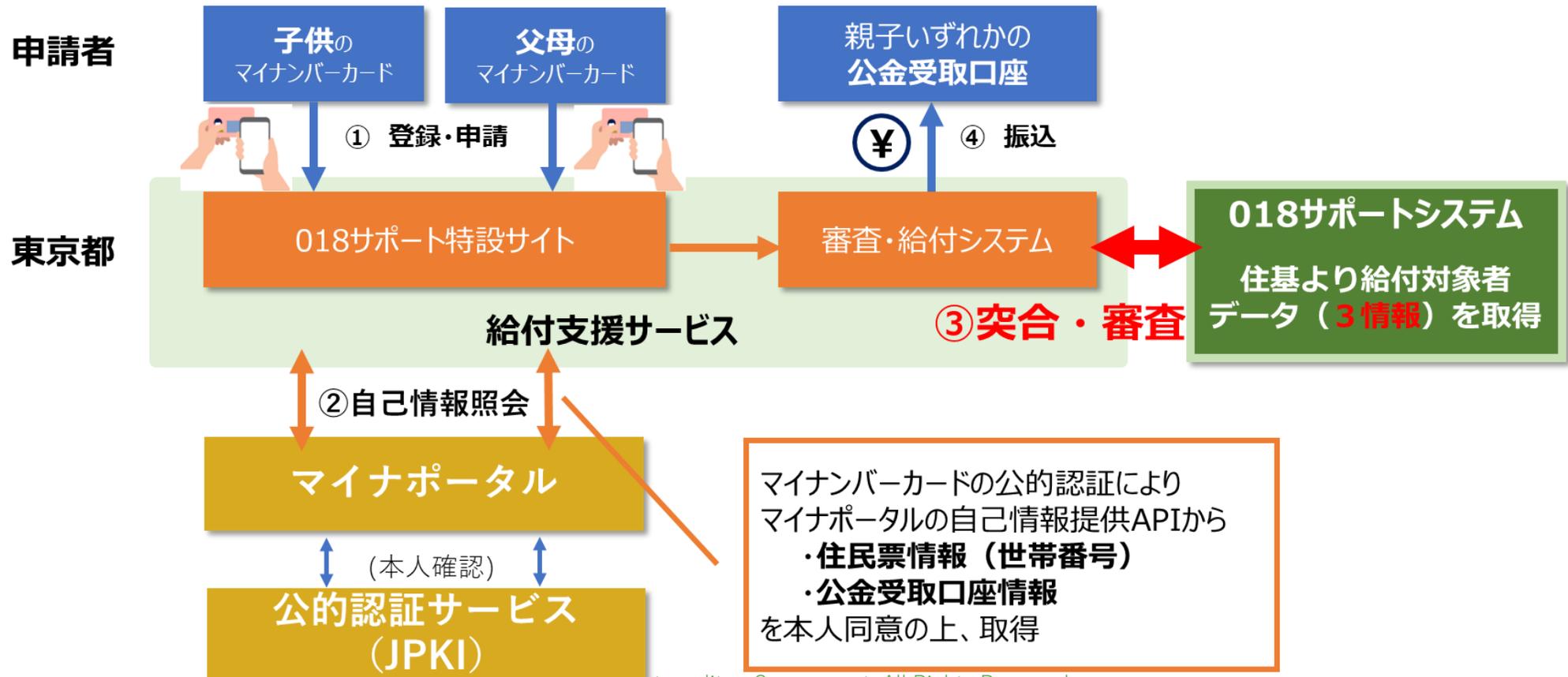


- 「**WEB申請フォーム**」  
又は「**郵送（紙）**」での申請
- **特徴**
  - ・ 事前に**ユーザ登録**が必要
  - ・ **添付書類（保険証等）が必要**
  - ・ 申請手続きが①と比較し**煩雑（約5割の方が申請に30分以上）**



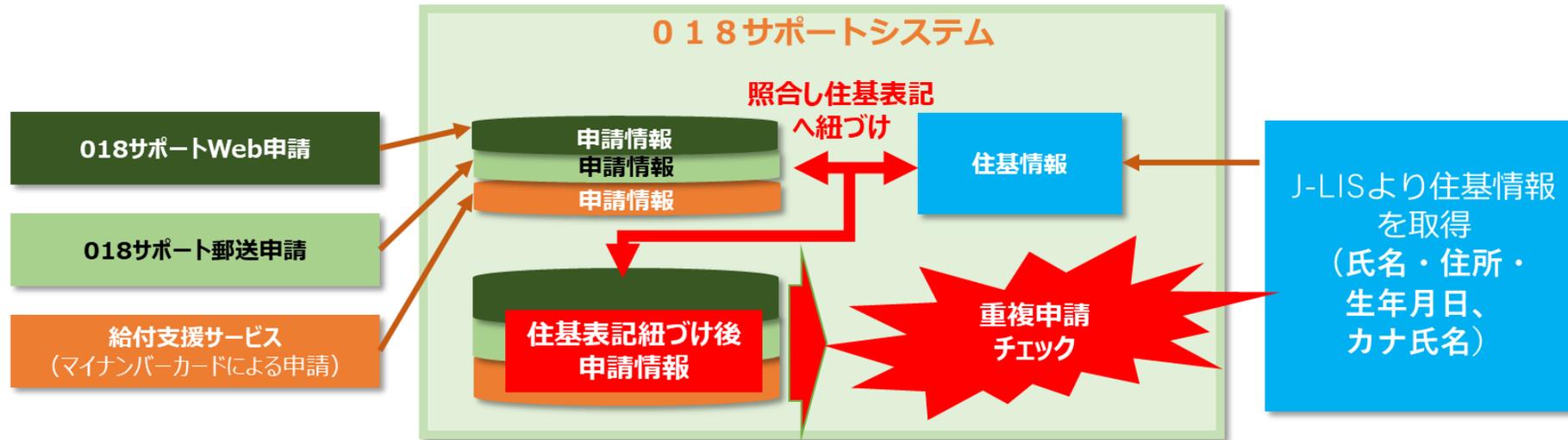
## デジタル庁が提供する「給付支援サービス」を活用した申請方式を導入（令和6年度～）

- ①親・子のマイナンバーカードを読み取ってマイナポータル経由で本人認証（氏名、住所、生年月日を取得）
- ②世帯情報や口座情報などの各種情報を「自己情報提供API」で取得することで、添付書類を省略
- ③住基情報と申請情報を突合し都内在住要件・重複申請をチェック
- ④公金受取口座へ入金



## (1) 同一人物による重複申請の確認

- 018サポートは、①給付支援サービス（マイナカード）、②Web申請フォーム、③郵送の3つの申請方法から申請が可能であるため、**重複して申請される可能性**がある。
- 3つの申請方法それぞれに、**文字コードの相違**や、**住所氏名の表記ゆれ**等がありうるため、全ての申請情報を、住基情報と照合し、**住基上の表記に紐づけて、改めて申請情報同士の突合作業により重複申請のチェックを実施**



## (2) 受給対象者の在住期間の確認

- 018サポートは都内在住月数に応じて支給金額を決定（月額5,000円）
- 住基情報をもとに、各月1日時点の都内在住状況を確認し、支給月数を判定

## 【都道府県による住基情報の柔軟な取得】

- 都は住基情報を直接、一括取得することができないため、**住基情報をJ-LISから入手**
- 現状では、**住基情報（各月1日現在の登録情報）とサービス申請者の情報を突合する必要**
- 申請情報と住基情報に**不突合が生じた場合、職員が個別に照会・確認**を行う必要

⇒ **都道府県が直接、住基情報を取得し、サービス提供に活用できるよう、住基ネットの運用方法を改善していただきたい。**

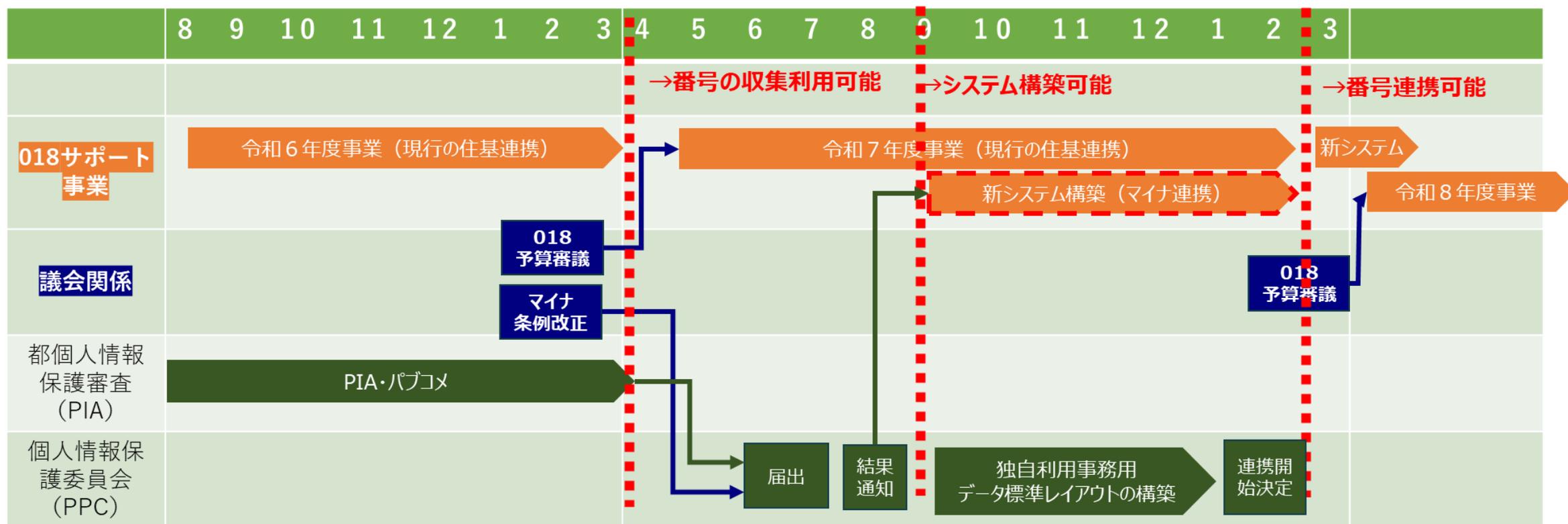
## 【マイナンバー独自利用事務の諸手続きの迅速化・簡素化】

- 自治体がマイナンバーの独自利用事務を追加する場合には、**条例改正後の個人情報保護委員会の手続きだけで、約8か月程度の期間が必要**
- また、個人情報保護委員会への**届出時期は、年3回（6月、10月、1月）に固定**
- このため、018サポートのような単年度予算事業においては、**条例改正後にこの手続きを経て、当該年度中にマイナンバーと連携した事業を開始することは事実上困難**

⇒ **個人情報保護委員会やデジタル庁において、地方自治体が独自利用事務を追加する際の諸手続の迅速化・簡素化等を図っていただきたい。**

# 都道府県による住民サービスの提供に係る課題

- 自治体がマイナンバーの独自利用事務を追加する場合には、個人情報保護委員会への届出の前に、条例改正やPIA（特定個人情報保護評価）などの手続きが必要
- さらに、届出後も、デジタル庁が定めるデータ標準レイアウトの作成などで情報連携開始まで約8か月程度の期間が必要
- なお、018サポートにおいては、世帯情報の捕捉のため、マイナンバーの取得だけではなく、情報提供ネットワークシステムを通じた情報連携が必要



- マイナンバーカードの保有率上昇や更新ピークの到来を見据え、区市町村からは、運用方法の改善等により、住民基本台帳やマイナンバーカード事務に係る負担軽減を求める声が多い

## 区市町村の主な意見

更新処理のオンライン化の実現	<ul style="list-style-type: none"><li>・ マイナンバーカード保有率の上昇に伴い、<b>転入時のマイナンバーカード、電子証明書の更新処理が増加</b>し、1件当たりの処理時間もかかるため、<b>住民の待ち時間や職員の負担が増大</b></li><li>・ これらの手続きが<b>オンライン化</b>されれば、転入時の処理に係る区市町村の負担が、<b>相当程度緩和</b>される可能性</li></ul>
交付前設定の一括実施	<ul style="list-style-type: none"><li>・ <b>マイナンバーカードの交付前設定</b>に関して、閉庁後に集中的に実施しなければならず、<b>窓口担当職員の恒常的な超過勤務の要因</b>となっている</li><li>・ 特急発行の場合と同様、J-LISにおいて<b>交付前設定を実施</b>できれば、<b>区市町村職員の負担軽減</b>につながる</li></ul>
住基ネットと住民記録システムの統合	<ul style="list-style-type: none"><li>・ <b>住基ネットと各自治体の住民記録システム</b>において、同じ内容のデータを管理しており、区市町村において、<b>二重のデータ管理やシステム相互のデータの整合性確保</b>などが必要</li><li>・ <b>2つのシステムの管理・運用が市区町村の大きな負担</b>となっているため、<b>両システムを統合</b>したうえで、<b>ガバメントクラウド上で国が提供することはできないか</b></li></ul>
システム障害防止に向けた対応強化	<ul style="list-style-type: none"><li>・ <b>システム障害</b>により、<b>繁忙期を中心に、マイナンバーカードの公的個人認証に関する一部業務が行えなくなる事象が断続的に発生</b>し、<b>住民サービスの低下や窓口の繁忙に拍車をかけている</b>ので改善していただきたい</li></ul>